

**安威川ダム周辺整備事業
ダム直下広場利活用にかかる
サウンディング型市場調査（再募集）
募集要項
【別冊】**

令和6年(2024年)1月
茨木市

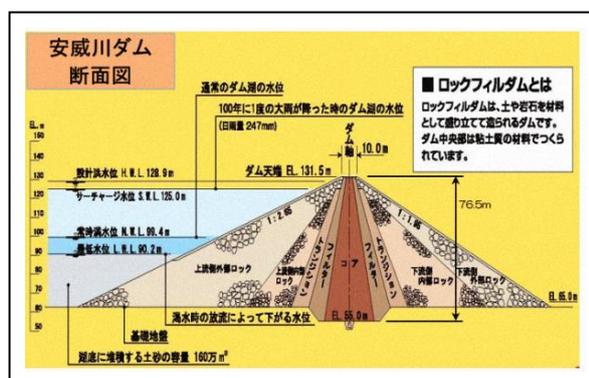
目次

1. ダム事業及びダム周辺整備事業の概要	1
(1) 安威川ダムについて	1
(2) 安威川ダム周辺整備基本構想（市）	1
(3) 安威川ダム周辺整備基本計画（市）	1
(4) ダムパークいばきた（過年度事業者募集区域）の施設概要	1
(5) エリアマネジメント事業の概要	3
(6) 安威川ダム周辺整備事業について	3
(7) 府における河川水辺の賑わいづくりの取組み	4
(8) その他の取組み	5
2. 事業条件（開発等に係る関係法令及び制限等）	6
(1) 都市計画法	6
(2) 河川法	6
(3) 都市公園法	11

1. ダム事業及びダム周辺整備事業の概要

(1) 安威川ダムについて

ダム本体の形式は土や石を堤体材料としたロックフィルダムであり、高さ 76.5m、左右岸の長さ 337.5m、体積 222.5 万 m^3 のダムです。ダムの役割は、洪水調節と流水の正常な機能の維持とダム下流河道の環境保全（フラッシュ放流）です。



(2) 安威川ダム周辺整備基本構想（市）

本事業の具体的な目的や内容を明らかにするため、本市は、令和元年（2019年）6月に基本構想を策定し、本市ホームページ（下記URL）において公表しています。

本公募への応募に当たっては、本市が本事業へ期待することなどについて、基本構想も参照してください。

※本市ホームページ「安威川ダム周辺整備基本構想について」URL

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/aigawadam_syuuheniseibi.html

(3) 安威川ダム周辺整備基本計画（市）

基本構想策定後、安威川ダム周辺整備事業候補者の公募を行い、令和2年8月にダム湖隣接平坦地エリアを中心とした施設整備等の利活用の提案があった事業候補者を決定しました。そして、令和3年9月に、民間事業者提案を前提とした「安威川ダム周辺整備基本計画（以下「基本計画」といいます。）」を策定しました。

本公募への応募に当たっては、決定した提案事業者の事業内容や、今回の公募の事業区域となる提案区域外エリアのダム周辺におけるレクリエーションゾーンの利活用の方向性など、基本計画を参照してください。

※本市ホームページ「安威川ダム周辺整備基本計画を策定しました」URL

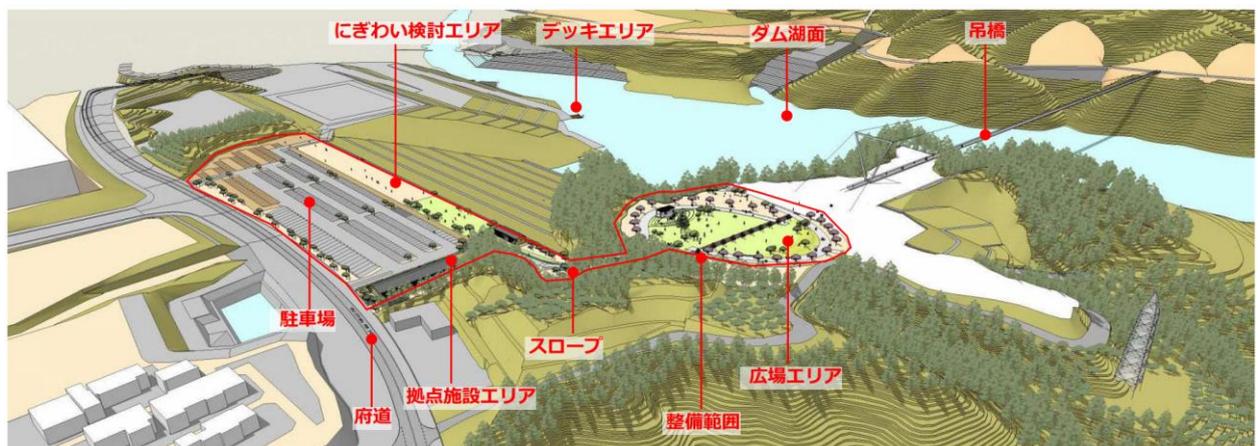
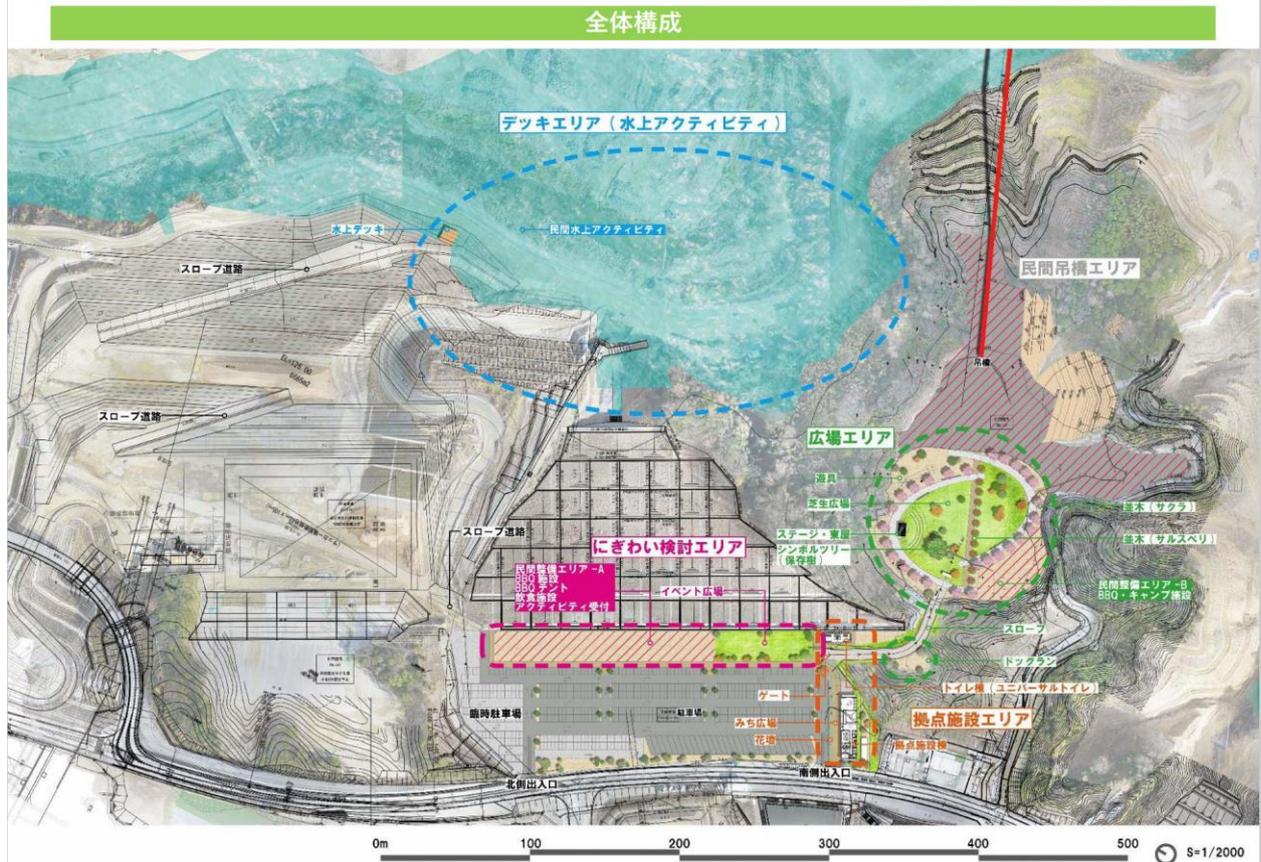
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/aigawadamkihonnkeikaku/50764.html>

(4) ダムパークいばきた（過年度事業者募集区域）の施設概要

ダム堤体上流側で過年度（令和元年度）に事業者募集を実施したダムパークいばきたにつ

いては、公共施設の設計・整備・管理運営を民間事業者で担っていただくとともに民間施設を設置するものとしており、令和2年（2020年）8月に事業契約等の優先候補者として、大和リース株式会社、Gravity Park Holdings 株式会社及び株式会社E-DESIGNの3社によるグループを決定し、現在、令和6年度春の公園の部分オープンに向けて公園施設の整備を進めているところです。この提案においては、人道吊り橋としては日本一の延長を誇る延長420mの吊り橋やそれに伴うアクティビティを民間事業として実施していただくものとし、約100万人の来園者を見込まれております。そのほか、民間飲食施設として室内BBQ施設をはじめとする飲食施設も事業実施予定であり、民間施設については令和7年以降に順次開業していく予定です。

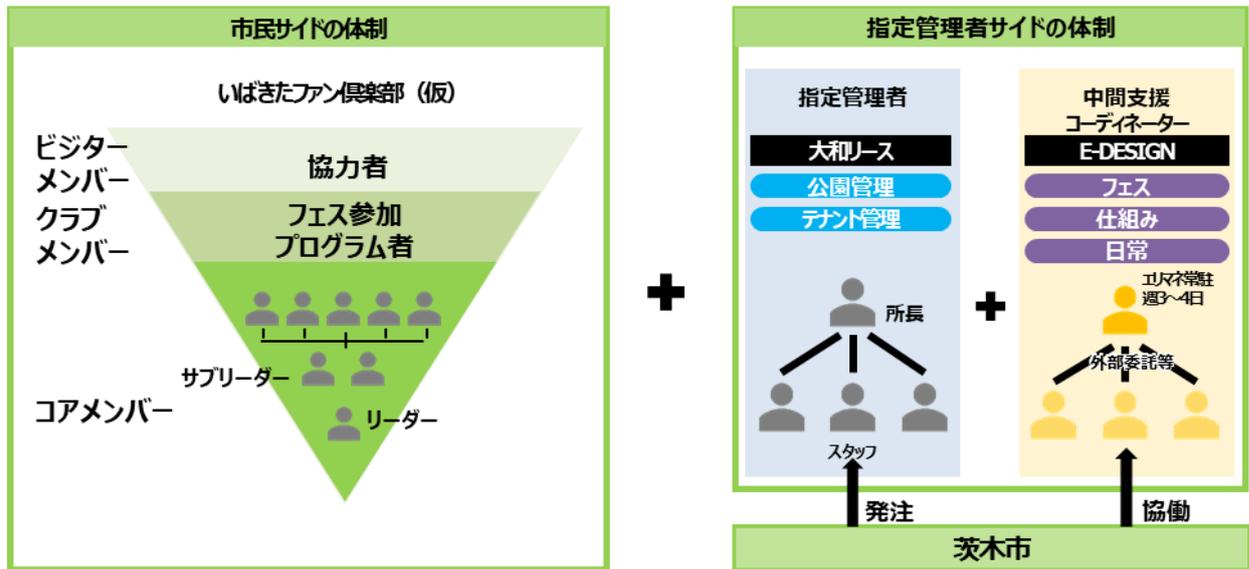
※計画は現段階のもので今後変更の可能性はあります。



府道側からの全体鳥瞰

(5) エリアマネジメント事業の概要

安威川ダム周辺整備事業においては、(4)で整備された公共施設を様々な活動者・事業者に使いこなしてもらうことを目標としており、活動者を中心とした組織を立ち上げ、本事業区域全体における賑わい創出を図っていただくことをめざしております。また、この組織の一部活動者等を通じて、その賑わいを本市北部地域に広げるためのエリアマネジメント事業を実施する予定であり、事業実施にあたっては、民間事業者の売上の一部を活動資金として活用するほか、北部地域他施設等と連携した事業実施を図る予定です。

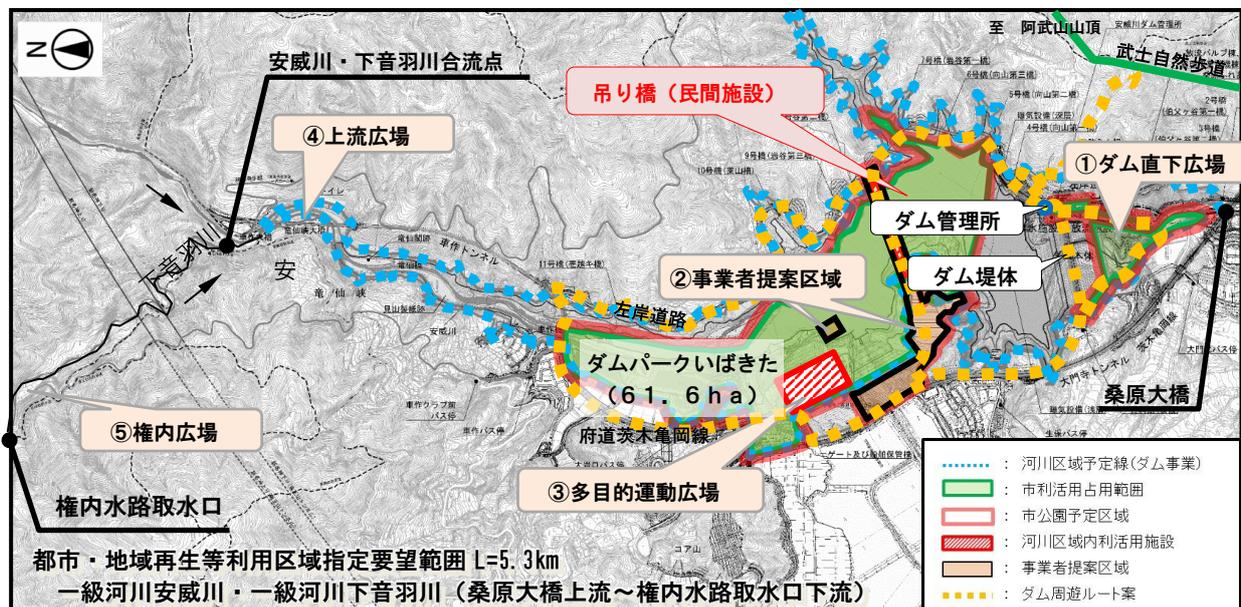


※本図は、現在の「ダムパークいばきた（過年度事業者募集区域）」におけるものです。

図 市民活動等実施にかかる組織体制（案）

(6) 安威川ダム周辺整備事業について

茨木市では府及び安威川ダム建設を契機に茨木市北部地域、通称いばきたの活性化をめざして安威川ダム周辺整備事業を実施しております。本募集の対象であるダム直下広場や先述のダムパークいばきたを含めて主に5つの事業を行っており、それぞれ完成した施設は民間活力を導入して管理運営することで賑わいの創出をめざしております。



(7) 府における河川水辺の賑わいづくりの取組み

ダム事業区域を含む将来の河川区域は、河川法の適用を受け、原則として、排他・独占的な営利目的の占有を行うことはできませんが、国の定めた河川敷地占有許可準則（平成11年8月5日付通達、平成28年5月30日一部改正）により、河川敷地を利用した賑わい空間を創出する目的であれば、一定の条件の下で、営利目的の占有が可能となります。

府では、国の準則を踏まえて、「河川敷地占有許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱い（平成23年7月15日施行、平成30年1月23日一部改正）」により、府内河川における取扱いを定めています。

また、府では、府が所管する河川区域の効果的な活用についての調査審議を行うことを目的として、知事の附属機関として、「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会（以下、「府審議会」といいます。）」を設置しています。

本市は、安威川ダム周辺を核とした北部地域の活性化のために、河川区域内外の一体的な活用が必要であると考え、府知事に対して河川敷地占有許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を要望し、令和元年（2019年）9月26日に「令和元年 第1回 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」において、審議が行われました。その概要は以下の通りです。

(諮問)

都市・地域再生等利用区域の新たな指定について（安威川ダム）

(本市からの主な説明内容)

- ・ 本市による河川区域内外の一体的な活用のため、河川敷地占有許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定を要望（一級河川安威川及び一級河川下音羽川）。
- ・ 事業に対する地元住民の合意状況や、民間事業者との対話型ヒアリングに基づく河川区域内外の利活用想定等を説明。
- ・ 河川区域の利活用に当たっては、本市が包括的に占有した上で民間事業者を使用させることや、エリアマネジメントのための組織を組成していくことを説明。
- ・ 事業者公募に当たっての選定過程の透明化や、将来にわたる占有施設の適正な管理の確保に努めること、河川区域内の利活用に当たって想定される制約事項について、募集要項に記載する旨等を説明。

(答申)

安威川ダムの都市・地域再生等利用区域の指定は、妥当であると判断する。ただし、都市・地域再生等利用区域の指定は、安威川ダム事業地が河川区域の指定を受けた時点となることから、以下の条件を付すものとする。

- 1 都市・地域再生等利用区域内の事業内容が確定した時には、本審議会に事業計画及びその範囲を報告すること。
- 2 地域の合意が図られていることを確認するため、本審議会に組織体制も含め報告すること。

また、令和4年1月26日には、事業者公募により具体化した事業内容等の報告を同審議会に行い、以下の意見をいただいております。

- ・ 事業内容が確定した範囲について、事業計画及び地元合意を確認。
- ・ 今後、計画を具体化していく範囲については、内容が確定した段階で改めて報告して頂きたい。

今後の事業実施に当たっては、事前に府審議会に事業計画等の報告が必要です。また、河

川敷地の使用契約を継続しようとする場合はその前年度において、また、その他府が求める場合において、府審議会に事業報告を行って評価を受ける必要があります。

この審議は公開で行われており、他所における事例も含めて、審議資料と議事概要が府ホームページにて公開されています。

※大阪府ホームページ「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/tokusyoku/nigiwai-shingikai.html>

(8) その他の取組み

安威川ダムの周辺を整備するにあたっては、ダム湖隣接の公園づくりや地域活性化策について、地域での活動意欲の高い人や団体等の意見を取り入れ、将来にわたる継続的・発展的な活動の展開につなげることをめざしています。本市では公園がオープンする前から多くの方に公園づくりや地域活性化策に関する仕組みづくりについて参画していただくために、令和3年度よりワークショップを開催しております。詳細については本市ホームページをご覧ください。

※本市ホームページ「安威川ダムを活かした地域活性化について（周辺整備事業事前プロモーション）」URL

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/dampromotion/index.html>

2. 事業条件(開発等に係る関係法令及び制限等)

(1) 都市計画法

当該事業区域の全域は、都市計画法に定める市街化調整区域に該当します。都市計画法は、市街化調整区域における開発行為については、原則として開発許可が必要と定めています。ただし、一定の要件を満たす「公益上必要な建築物」については、開発許可を要しません。

本市は、本事業において本市または民間事業者が整備する施設としては、「河川法が適用され、または準用される河川を構成する建築物」及び「都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物」であることを想定しています。

<都市計画法> ※一部編集

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

<都市計画法施工令> ※一部編集

第21条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

二 河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物
三 都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物

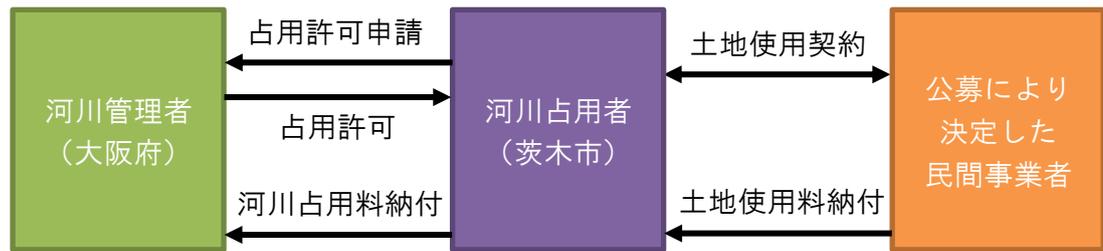
よって、設置する建築物は、「河川法が適用され、または準用される河川を構成する建築物」と「都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物」の双方に合致することが要件と考えます。

(2) 河川法

① 河川区域の占用

本事業では、河川区域内において、本市または民間事業者により、施設整備や継続的な事業活動を行うことを想定しています。そのため、河川区域の一部について、本市は河川管理者である府に対して占用（以下、「河川占用」といいます。）の許可を申請・取得する予定です。

河川区域内において、民間事業者が自ら施設を所有する場合や、囲いを設置する等により第三者の自由な使用を妨げる等、独占的な使用を行う場合は、本市による河川占用区域の範囲内に限定して、本市と土地の使用契約を締結することにより、事業の実施が可能となります。この際、府条例で定める河川占用料相当額（P20「河川占用料」に記載する額と同額）を、本市は民間事業者から土地使用料として徴収し、府に納付します。



② 河川法による占用等の制限

河川区域において整備する施設の用途については、河川法及びこれに関連する法令等の制限があります。本事業区域内の河川区域（河川敷など、ただしダム堤体等一部を除く）については、原則として自由に利用できますが、他者の利用が阻害されるような独占的・排他的利用（工作物の設置等）を行う場合、以下の河川法上の許可が必要になります。

<河川法> ※一部編集

(土地の占用の許可)

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

また、占用に関する諸条件・諸手続は、河川敷地占用許可準則によらなければなりません。なお、本事業の実施に当たり、河川管理者である府が、河川敷地占用許可準則第22条の規定に基づき、「都市・地域再生等利用区域」の指定を行う予定です。本指定により「営業活動を行う事業者等」による占用が法的に可能となります。

<河川敷地占用許可準則> ※一部編集

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第22条 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。)
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設

- 九 突出看板
 - 十 川床
 - 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）
- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
 - 一 第六に掲げる占用主体
 - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 三 営業活動を行う事業者等
 - 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
 - 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
 - 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

③ 河川区域内の占有・使用に関する条件

河川区域内の占有に当たっては、大阪府流水占用料等条例に基づき、次頁の表のとおり、府知事が本市から占用料を徴収します。民間事業者は使用に応じて、相当額を河川占有者である本市に土地使用料として納付してください。

同表の「占有または使用の区分」及び占有範囲の考え方については、概ね以下の考えに基づきますが、具体的には協議によって河川管理者である府が決定します。

- ・ 民間事業者が施設整備またはサービスの提供に当たり、河川区域内の区画を排他独占的に利用する場合は、その区画は大阪府流水占用料等条例の対象と判断されます。
- ・ ここでいう「排他独占的」とは、サービスに係る対価を支払った人のみが使用可能であることや、第三者の利用を妨げる用途を設定する場合を指します。

河川占用料（大阪府流水占用料等条例より抜粋）

占用または使用の区分	単位	金額(五等地) 【単位： 円】
飲食店、売店その他これらに類する物を設置するもの	一平方メートル 一年	1, 910
突出看板、広告板その他これらに類する物を設置するもの	表示面積一平方 メートル一年	1, 910
台船、浮棧橋その他流水面におけるこれらに類する物を設置するもの（集客施設を有するものに限る。）	一平方メートル 一年	1, 910
第一種電柱	一本一年	1, 000
第二種電柱		1, 600
第三種電柱		2, 200
外径十センチメートル未満のもの	一メートル一年	50
外径十センチメートル以上十五センチメートル未満のもの		70
外径十五センチメートル以上二十センチメートル未満のもの		100
外径二十センチメートル以上四十センチメートル未満のもの		200
外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの		500
外径一メートル以上のもの		1, 000
地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの		4

備考

- ・「第一種電柱」とは電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、「第二種電柱」とは電柱のうち四条または五条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- ・長さ、占用若しくは使用の面積若しくは表示面積が一メートル若しくは一平方メートル未満であるとき、またはこれらの長さ若しくは面積に一メートル若しくは一平方メートル未満の端数があるときは、一メートルまたは一平方メートルとして計算するものとする。
- ・期間の計算については、一年未満の期間は月割計算による。この場合において、その期間が一月未満であるとき、またはその期間に一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- ・占用または使用の場所が、二種類以上の等地または区域にわたる場合は、土地占用料の高い方の等地または区域の料金により計算するものとする。
- ・占用または使用の期間が一月に満たない場合の土地占用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該占用または使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額とする。
- ・一件の土地占用料の額が100円未満の場合は百円とし、その額が100円を超える場合においてその額に10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。

④ 民間事業者の責務

本事業において、民間事業者が河川区域を使用するに当たっては、以下の責務を負うものとしております。

- ・ 河川管理施設の損傷防止の責務

-
- ・施設の利用に伴う苦情対応の責務
 - ・地域との合意形成の責務（事業実施の事前説明、意見等への対応）
 - ・生物や環境への配慮、水質汚濁防止の責務

⑤ 河川管理者からの指示への対応

本事業の実施に当たり、河川管理者である府が河川法、その他の法令・条例に定める権限に基づき、本市または民間事業者に対し、整備内容・運用方法等について、改善その他の指示を行った場合、これに従うものとします。

⑥ 土地使用契約終了に伴う措置

河川区域内に民間事業者が設置し、所有する施設（建築物・工作物等）について、本市との河川区域の土地使用契約が終了し、更新されない場合は、本市による都市公園法第5条に基づく対象施設の設置管理許可も同時に終了するものとします。その際、民間事業者は施設を自らの負担により撤去し、使用の対象となる敷地を原状に復したうえ、本市に返還することを原則とします。

(3) 都市公園法

① 都市公園区域

本事業エリアについては、都市公園法に定める都市公園に指定する予定です。

② 都市公園区域における整備可能な施設

本事業における施設整備が可能な区域は、原則として都市公園区域内とします。都市公園内において整備可能な施設は、都市公園法第5条に基づき、本市が民間事業者等に設置を許可する施設です。また、設置に関する諸条件・諸手続は、都市公園法及び関連する政令規則、条例等によらなければなりません。

<都市公園法> ※一部編集

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合には限り、前項の許可をすることができる。
 - 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
 - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
 - 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
 - 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が三十年を超える場合にあっては、三十年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

なお、本事業における公園施設とは、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条の各項に定めるものとします。

<都市公園法> ※一部編集

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第2条 (略)

- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
 - 一 園路及び広場
 - 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
 - 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
 - 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
 - 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
 - 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
 - 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
 - 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
 - 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの
- 3 (略)

＜都市公園法施行令＞ ※一部編集

(公園施設の種類)

- 第5条 法第2条第2項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠ろう、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 2 法第2条第2項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
- 3 法第2条第2項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設
- 4 法第2条第2項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
- 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
- 5 法第2条第2項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
 - 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第2条第2項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
- 7 法第2条第2項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠きよ、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。
- 8 法第2条第2項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

③ 都市公園の設置管理許可に関する条件

都市公園内への公園施設（民間施設）の設置に当たっては、本市は設置管理許可にかかる使用料を徴収します。使用料の金額については、下表の範囲で、民間事業者が提案できるものとする予定です。

公園使用料

占用または使用の区分	単位	金額【単位：円】
公園施設を設ける場合	一平方メートル・一年	1,000円 以上